

意見書案第4号

中東海城への自衛隊派遣の即時撤退等を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和2年3月16日

川崎市議会議長 山崎直史 様

提出者	川崎市議会議員	宗田裕之
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	渡辺学
	〃	片柳進
	〃	赤石博子
	〃	後藤真左美
	〃	小堀祥子
	〃	市古次郎

中東海域への自衛隊派遣の即時撤退等を求める意見書

米国は、平成30年5月にイラン核合意から離脱した後、ホルムズ海峡を通過するタンカーへの攻撃等が発生していることから、同海峡の航行安全のため、同盟国や友好国に対して有志連合による艦隊派遣を求めてきた。

日本は、有志連合には参加しなかったものの、昨年12月27日、防衛省設置法第4条に基づき調査及び研究を行うこととして、自衛隊を中東海域に派遣することを決定し、本年1月21日にはP-3C哨戒機が、2月26日には護衛艦たかなみが同海域で活動を始めた。

しかしながら、このような自衛隊の派遣は、中東地域の緊張を一層高めるばかりか、日本が米国の不当な中東政策に賛同したと見られ、戦争に巻き込まれるリスクを高めるものであり、日本弁護士連合会や憲法研究者125名からの反対声明が出され、派遣に反対する世論も高まっている。

そもそも、日本国憲法第9条の恒久平和主義の下、自衛隊の活動は、自衛隊法で定めるものに限定されており、防衛省がつかさどる事務を規定する防衛省設置法第4条を法的根拠とすれば、その活動に対する歯止めがかからなくなり、憲法が国家権力を制限するという立憲主義の趣旨に反するおそれがある。

日本は、恒久平和主義の下、米国に対し、中東地域の軍事的緊張を高める行為を止めてイラン核合意への復帰を求めるほか、日本とイランとの良好な関係や中東地域における信頼を生かし、各国と対話の外交を進めるなど、平和的な解決を目指すべきである。

よって、国におかれては、中東海域に派遣されている自衛隊を即時撤退させるとともに、平和的な解決に向けて関係国に働きかけるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

外務大臣

防衛大臣